

2017年3月8日

訴状の概要

弁護士 山田 秀樹

1 はじめに

本訴訟は、岐阜県警大垣警察の職員が、組織的に、長期的かつ日常的に、原告らについての情報を収集・取得し、これを保存・管理し、利用するなどして「監視」していたところ、シーテック社が計画中の風力発電施設建設事業（以下、本件事業）に関連して、同社との情報交換の場で原告らについての情報提供を行ったことによって、原告らに生じた損害の賠償を求める訴訟である。

今、日本社会では、市民運動が活性化しているが、これに対して、公権力による監視が問題になっている。本訴訟は、日本社会全体における問題を問うものである。

2 当事者

原告は、大垣警察に監視され、民間企業であるシーテック社に情報を提供された4名である。原告4名はいずれも、それぞれの立場において、憲法、平和、自然環境、脱原発などの市民運動に積極的に取り組んできた者である。

被告は、岐阜県警の責任主体である岐阜県である。

3 事実経過

- (1) シーテック社は、大垣市上石津町及び関ヶ原町の山麓尾根伝いに風力発電施設の建設を計画していたところ、原告三輪及び同松島は風力発電に関する勉強会を計画し、実施をした。
- (2) 2014年7月24日、朝日新聞の報道によって、大垣警察とシーテック社との情報交換が明らかになった。
- (3) シーテック社は上記情報交換の議事録を残していたところ、それには次のようなことが記載されている。

「第1回議事録」（2013年8月7日）

大垣警察警備課が中部電力経由でシーテック社を呼び出し、大垣警察署別館3階において、「大垣市上石津町町風力発電反対派による勉強会の実施について」

という会議名で情報交換が行われた。原告三輪、原告松島、原告近藤、弁護士法人ぎふコラボについての情報のやり取りがなされた。

「第2回議事録」（2014年3月4日）

同様に、「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」との会議名で、上鍛治屋自治会がした管理地へのシーテック社の立ち入りに反対する総会決議を受けて、事業用地交渉の進み具合の報告、反対運動を発生させないための相談をするために行われた。原告三輪、原告松島についての情報がやり取りされた。

「第3回議事録（情報交換）」（2014年5月26日）

同様に、「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」との会議名で、上鍛治屋自治会から大垣市長宛てに風力発電中止の嘆願書が出されたことへの対処のため行われた。原告三輪、原告船田についての情報がやり取りされた。

「第4回議事録」（2014年6月30日）

大垣警察からシーテック社に対し、「近藤ゆり子が風車事業に対して動き出す気配がある」旨の電話があったことから、「上鍛治屋と近藤ゆり子の新たな動きについて」との会議名で、一之瀬地区での「風力発電の勉強会」の状況や「近藤ゆり子」の動向を確認するために行われた。

4 公権力の行使

大垣警察によるシーテック社に対する原告らについての情報提供も、それに先立つ原告らについての情報の収集・管理も、いずれも警察官の職務行為として行われたものであり、「公権力の行使」（国家賠償法1条1項）に該当する。

5 公権力の行使の違法性

上記公権力の行使は、次のような理由から違法性を免れない。

(1) 市民運動に対する意図的な抑圧である。

情報収集、情報提供の目的は、本件事業に反対する市民運動が発生し、大規模に発展しないよう事前にこれを妨害・抑圧することにあつた。議事録には、「大垣警察署としても回避したい」、「平穏な大垣市を維持したい」などと抑圧の意図が赤裸々に記されている。

そもそも本件事業に対する反対運動を行うことや、その是非を検討するための

勉強会を行うことは、表現の自由の行使として憲法 21 条 1 項によって保障される。情報収集、情報提供は、表現の自由の侵害を目的としている。

表現の自由、特に政治的表現活動に対する侵害は、民主政のプロセスに対する侵害である。公権力はこのプロセスの 1 つである市民運動に干渉してはならない。

(2) 警察法 2 条 2 項に反している。

同条は、警察の活動は「不偏不党且つ公平中正」を旨とすべきことを警察の責務として定めている。

情報収集・管理は、原告らが将来治安を害する行為に及ぶ不穏分子であるという不当な想定に基づいて、原告らの思想信条に着目して行われた、長期間にわたる不当な監視活動と言うべきものである。

また、情報提供は、私企業であるシーテック社の利益（本件事業の推進）を図るものであり、同社と原告らとの間の潜在的な私的紛争にみだりに介入するものであり（民事不介入原則違反）、しかも情報拡散の二次被害を顧みない不当なものである。地方公務員の守秘義務に違反する。

(3) 法的な根拠のない活動である。

警察が市民を調査の対象とし、その個人に関する情報や政治的な活動に関する情報を収集、管理し、第三者に提供する活動を行うことは、調査対象とされた市民の権利利益を侵害・制約する。そのような活動には、これを規定する法律・政令・条例等の法令が必要であるが、そのような法令はない。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」に該当しない。

本件事業はいまだ計画段階であり、本件事業に関連して原告らが、「公共の安全と秩序の維持」を具体的に害するような事情は全く見受けられない。そもそも、情報収集、情報提供の目的は反対運動の事前抑圧という不当なものであり、「公共の安全と秩序の維持」のための活動であるとは評価できない。

6 違法な公権力行使による権利侵害

大垣警察による情報収集等の行為により、原告らの次の各権利が侵害された。

(1) 私生活秘匿権としてのプライバシー

原告らの私生活に関する情報がこれに当たる。

(2) 政治的信条に関するプライバシー

原告らの市民運動に関する情報がこれに当たる。

(3) 個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由

個人情報行政機関によって集中的に管理されているという現代社会においては、自己に関する情報を自らコントロールすることについて法的な保護に値する利益を有する。この利益は人格的自立、人格の自由な発展に関わるものであり、私生活上の自由の一内容として憲法13条により保障される。多くの最高裁、下級審の裁判例が、この自由を肯定する判断を示している。

(4) 表現行為人格権（憲法21条1項、13条）

表現の自由は、民主政の過程を支える権利であり、自己実現及び自己統治の価値を有する。憲法21条1項の法意は、表現の自由について、公権力による不当な干渉を排除する趣旨を含むものであって、表現行為をすること自体が個人の重要な人格的利益として、憲法13条の保障も及ぶというべきである。

したがって、公権力による個人に関する情報の収集、管理、提供は、それがその個人の行った表現行為に着目してなされたものである場合、表現の自由に対する不当な干渉にあたるというべきである。そのような干渉は、表現の自由の行使について公権力の干渉を受けない個人の人格的利益（原告らはこれを「表現行為人格権」と呼称する）を侵害するというべきである。

(5) 表現の自由

原告三輪及び同松島が風力発電に関する勉強会を行ったことは、それ自体としても、また本件事業の反対運動を展開していく点においても、表現の自由の行使として憲法21条1条によって保障される。公権力が個人の表現行為を妨害する目的をもって、その個人に関する情報を収集、提供する行為は、表現の自由に対する侵害である。

7 以上のとおり、大垣警察の情報収集、情報提供が違法性を有することは明らかであり、これによって原告らは憲法上の権利を侵害され、多大な精神的苦痛を被っていることから、本件国家賠償請求に及んだものである。

以上